

周陽環境整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

周陽環境整備組合を解散することに伴う事務の承継について、別紙協議書のとおり、岩国市及び和木町と協議して定めることについて、周陽環境整備組合同約（昭和48年指令地方第1017号）第15条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

周陽環境整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書（案）

周陽環境整備組合（以下「組合」という。）の解散に伴う事務の承継について、周陽環境整備組合同約（昭和48年指令地方第1017号）第15条の規定により、次のとおり定める。

（事務の承継）

第1条 組合に帰属する事務は、岩国市が承継する。

（最終処分）

第2条 岩国市、周南市及び和木町（以下「構成市町」という。）は、これまで組合から排出した廃棄物について、排出者として応分の責務を負う。

（歳計現金及び基金）

第3条 組合の解散時における歳計現金及び周陽環境整備センター施設整備等基金の残高は、岩国市が承継する。

（決算の審査及び認定）

第4条 解散した組合の決算の審査及び認定は、岩国市において行い、岩国市長は、その決算を当該認定をする議会の議決とともに、周南市長及び和木町長に報告しなければならない。

2 周南市長及び和木町長は、前項の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

（温水プール等解体に係る経費の負担等）

第5条 温水プール等の岩国市に帰属した建物・工作物の解体に係る事務は、岩国市において行う。

2 温水プール等の岩国市に帰属した建物・工作物の解体に係る経費（人件費を含む。）の財源は、岩国市が組合から承継した財産から生じた収入をもって充て、その財源に不足が生じた場合は、岩国市が負担する。

（疑義等の協議）

第6条 この協議書について疑義が生じたとき、又はこの協議書に定めのない事項に

については、構成市町がその都度協議の上、決定する。